

一点は今回なせこの臨時会に出したということでございますけれども、先ほど提案理由に申し上げましたように瑞穂、青梅は九月定例会で提案可決されました。そこで福生市は九月定例会では全員協議会でお話を理事者からお聞きした程度でございましたが、ちょうどここで会期を持った臨時会というのでありますので、提案者としてなるべく早い方がいいんじゃないかということでは必要性和言いますか、早い方がいいと思っております。ここで提案をした次第でございます。一点でございます。

それから二点目の都立についてなせ移管するのか何か考えがあるのか、このままでもいいではないかという質問のようでございますが、いろいろ都の方から御承知のように六年前にも移管してくれという話がありました。市としては財政上うまくないから、とても負担が耐えられないからやらないという事で議案が反対したわけです。その後六一年間にわたってかなり都としても市に対してどうしても移管をしてくれというようなことで諸

条件がかなり満たしていると聞いております。そういうようなことで近隣のところでも、そういうふうな保育園を受け入れたということでありますので、この点については提案者としては受け入れるべきであろうということになったわけです。

次に三番目でございますが、市費負担はないかということであります。先ほど申し上げましたように私は提案者として知事を信用し、理事者も立派な理事者でございますので、だまされるようなことはないと思っております。これは市費負担をかけるまいとおっしゃっているんですから、私はこれはいいと思っております。六年後の問題についてもこれは田村市長が立派に受け入れその他はやれると確信を持っておりますので、この点提案者としては心配ないと思っておりますのでお答えを申し上げます。ける次第であります。

○十一番（原敏子君）臨時会があったからということではいいんですけれども、そうしますと財政負担の問題も知事を

信用して負担はないというふうに言われていますけれども、現実には超過負担というのが当然出てくると思えますけれども、もとよりこれはいたしかたないというふうに考えられているかなという気がするんですが、その点をもう一つ聞かせていただきたいということと、それとどうするかと、この提案者の方は都の方から市移管をとということではいろんな条件が六年間いろいろやってみて、そこで条件が満たされてきているので、ここが朝どきではないかということだろうと思ふんですが、そうしますと保育園で働く保育士の皆さんやそれを利用する父母の皆さん、言ってみれば市民の皆さんの気持ちはどうなのかということ、まず第一に職員の皆さんの身分はどのように考えられているのかということと聞かせていただきたいと思います。財政的には知事を信用して負担なしということと結構なんですねけれども、じゃあ都の保育士たちはどういうふうになるのかということ、そこも十分お考えになって、この意見書

が出てくるのではないかと、このように思っています。

それと先ほど遠藤議員も言いましたけれども、利用する父母の皆さん強々言えば来年度からまた福生市民の幼い子どもを抱えるお母さんやがみんな、この方が今の都立保育園に入所されるかわからないわけですから、市民全般にかかわる問題だろうというふうに思えますけれども、この市民の皆さんに対する、そういう今回の都立保育園となくすということについてどういうふうな考えを持っておられるかということと聞かせていただきたいと思います。

二十三番（田村市郎君） この職員の身分の問題でございますが、これは当然都の職員でございます。そこで六年間のうちに聞くところによりますというふうに考えるということと、都の方の職員でございますが、都知事がいろいろに職員一人だけの問題じゃありません。全校のところから考えると私はこれも都知事を信用して都職員のことは冷たくはない、ちや

んと話し合ひで決まるんじゃないか、こういうふうを考えるものでございませう。

それから父兄の問題でございますが、福生市にも二園がございませうが、これも非常にうまく行っておりますので、恐らく市担当者あるいは部長、担当者等も父兄の皆さんが期待できるような保育をしてくださるとこの確信を持っておりますので、この点についても提案者としては、移管をしてもさほかに御迷惑はかけない、こう信じております。

○十一番（原敏子君） それでは提案者にお聞きしたいんですけれども、都立保赤園の保育の皆さん、それと保護者、言ってみれば利用している父母の比白さんが、これまでこの都立保育園の市移管に反対だというふうな運動や行動をされてきたけれども、そのことについてはどのようにお考えでしょうか。

○二十三番（田村市郎君） この点についてはさっき申し上げたとおり、五十六年のときには反対であった一つの理由は、こ

れは財政負担がかかるから反対であるということを申し上げたんです。私たちは職員の問題は、都の職員でございますので、この点については深く入れません。それから市民、父兄には御迷惑をかけないという自信を持っておりましたので、ただ財政負担が非常に困るということが主でございまして、それで反対をしておりました。この財政負担がなくなるということでありまして、今度はこの意見書を受け入れのような方向に変えて出すわけでございませう。以上でございます。

○議長（森田治男君） 以上で質疑を終わります。

この際討論の通告がありますので、これより討論を行います。討論については、会議規則第五十一条の規定に従い、最初に反対者から発言を願います。反対者十二番 遠藤洋一君。

（十二番 遠藤洋一君 発言壇）

○十二番（遠藤洋一君） それでは追加日程第一議案第七十六号 都立保育園の市移管に関する意見書の反対討論を

行っていきたいと思ひます。

ただいま私並に原議員から提案者の田村議員に対して質問がありました。その中で非常にはっきりしたことがあると思ひます。一つは大変に仮定に基づいてこの意見書が出されたということです。その仮定というのは、東京都はうまくやるであらうという仮定です。知事を信用しようということをおっしゃいました。東京都を信用しようということをおっしゃいます。

しかし地方自治は福生市が市制を引いてからもうすでに十年を超えましたし、その前の町のころから東京都との関係は非常に難しかったとほくは思ひます。特に財政問題というのは大変に難しい局面をいくつも通りながら来たというふうに思ひます。消防の問題がそうですね、水道の問題がそうですね、六市どこの所においても同じように東京都との間のあつれきが多かつたわけです。

ここに至る東京都知事鈴木俊一さんは最後の整理をしてきたわけです。それが一番お金のかかるはずの教育や保育の問題に関して昭和五十六年、一九八一年に知事さんの任期中にすべての都立保育園を民間並に市に移管してしまおうということをお考えなわけです。それでは当然無理があつたわけですから、条件がどんどん変わっていったはずで、途中で設置条例を都はなくなりましたね。現実には保母さんや職員の人たちは過員という形になりました。つまり過ぎた員という形になったわけですから、幽霊のような形で存在するという形になってしまったわけです。毎年補正予算で人件費を組みながら行っていくという大変な無理をしながら東京都は来しました。それはほとんど東京都の鈴木知事がやってきた東京都再建という名前の合理化、東京都を財政的に再建するんだということを言ひながら現実にはしわ寄せを教育や保育に安んじてきたということになりました。

その一つの非常に顕著な形が、十三園の都立保育園の市所移
管という形になって現われてきたと思ふんです。そのときに問題
はいくつもあったと思います。先ほど意見も少し述べましたけれど
も、一つは保育内容の問題のことがありました。都立保育園がな
ぜ二園も福生につくってきたのか、あるいは青梅につくったのかとい
う歴史的な経緯を考えてみたいというふうに思っています。
それは一つは保育水準を保ちましようということが大切な理由
でした。民間の保育園やいろいろな保育園がありますけれども、
都立の保育園で保育水準の維持をしていくんだ、保育という
のはこういうふうにあつねばならぬものだというモデルケースを都
立保育園ががんばってきたと、その仕事はよくはまだ続いている
と、こういうふうに思っています。それから言えば都立の保育園が
地域の保育の問題に与える影響は非常に大きいといふ
ふうに思っています。そのことが五十六年、一九八六年においては反
対の一つの理由でした。

もう一つは先ほど言いましたとおりすでに条例を行われて
いる職員の身分の問題があります。議会では当然都の問題
であるからというふうに田村議員はおっしゃいましたし、それは
都の解決する問題だと都は言っていますけれども、現実には
やはり市内に住んでいる働く市民の立場がどのようにに重
重されるかということが大変重要であらうということであつた
二つ目の反対の理由になりました。

三つ目はもちろん東京都の今までの経過から行きますと、
財政負担の問題があつたわけです。そのようなことで都立保
育園の移管はぜひなりたいという運動が父母の皆さん、保
護者の皆さんの間で、父兄ではなくて父母の皆さんはもちろんですし、保
護者の皆さんの間にも非常に広がつたわけですね。職員の比田さんの間に
も広がりました。それでいろいろな職員やあるいは父母の皆さんが議員
の皆さんのところに陳情をして前回の反対の意見書というのは通
つてきたわけです。

それからほくは東京都の意見がそんなに大きく変わったこと
いうふうにはやはり思えないんですね。現実にはやはり六年後には市
や町に移管をしますよと。財政負担について六年後のことはわか
らないわけですよ。現実には消防のときも水道のときも先々ま
で何とか面倒を見ますよと言われましたけれども、現実にはこ
のような高負担にあえいでいるわけです。消防がいい例ですよ。
さういふことから言いますと、今回の最大の理由であるこの知事を信
頼しますと、東京都を信頼しますというとはどうしても承服を
しがたいことだというふうに思っています。それが反対の理由の一
つです。

もう一つはやはり父母の皆さんや保護者の皆さんや働く職
員の皆さんの意見を余り聞いていないということがあります。
先ほど田村議員の意見の中で理事者は聞きなさいと、私
の方は市民クラブその他聞いていませんというところをおっしゃ
したけれども、前回の反対決議のときには市民クラブの皆さん

を含めましてたくさんの方々の皆さんとお目にかかりお話をして、財
政負担というところはもううんあるけれども、しかし父母の皆
さんの意見というものを聞きになった上で決めたことだと思
うんです。さういふことから言えば、今回もその手続はどうし
ても必要ではなかったかというふうに思います。その手続は少
略をする、知事だけを信頼をする。それでは提案者の比
様は知事は信頼するけれども、市民の皆さんについては、どう
思うのかということになってしまいかもしれません。さういったこと
ら言いまして今回の意見書というのは非常に早計なもの
と言わざるを得ないというふうに思います。それが反対の二つ
目の理由です。

三つ目の理由はこうです。意見書の文章の問題もあり
ますけれども、東京都に対しては、諸条件の変化をしたこと
を考慮して受け入れについては努力を傾注する所存であ
るが諸条件については東京都は最大限努力することを要する

いうことから言いますと、これはむしろ都立保育園の市町移管を促進するような決議ではなくて、東京都に約束を守りなさいという意見書ではないかと思えます。そういうものの出し方そのものにつまましては題名と内容が違ふということを含めまして、趣旨が違ふのではないかということも含めまして、文書上の問題の三つ目のことからこれも反対の理由といたします。以上三つの理由で都立保育園の移管に関する今回の意見書については賛成をしがたい、反対をするという意見を述べて終わりたいと思います。

○議長（森田治男君）次に賛成者十六番高水惣八君。

（十六番 高水惣八君 登壇）

○十六番（高水惣八君）御指名によりまして本意見書につきまして賛成の討論を行います。

本意見書に一番しましては、提出者からも説明がありましたように議会としても反対した当時の条件としては設置運営は公立公営であるとか、また財政措置は五年間とか、職員的身

分は市に移管だというように非常に厳しい内容の条件であったわけがあります。しかし、その後の条件を見ますと、公立民営とか、財政措置の年限延長等譲歩の跡も見られ、また隣の羽村町ではすでに移管がされており、青梅市や瑞穂町においても移管受け入れの方向で結着を見たということであり、また、本市議会でも、その方向で進めるべきであると私は考えますので、この意見書にしましては賛成するものであります。

○議長（森田治男君）次に反対者十一番原敏子君。

（十一番 原敏子君 登壇）

○十一番（原敏子君）議案第七十六号都立保育園の市移管に関する意見書について反対討論を行います。

私は都から市へという移管そのものについて反対の立場です。そこで、意見を述べさせていただきますと思います。

確かに都立保育園の市移管については、六年前から都から

示されておりました。その間御承知のように五十六年の六月議会
会で市移管について反対の意見書を全員一致で採択し、
意見書を提出いたしました。その後の都の移管条件が変
わったから移管を受けなくてもいいんだということですが、その際問
題になりました財政的な問題、また都職員の問題など、今
だ解決していないと私は思っております。財政的な措置は
都において措置をすることと言いますが、これまでの都のやり方
を見ても、その保証はないと考えます。

しかも今回の都の移管の条件の変更につきましては、基本
的な変更であるにもかかわらず、保母の組合の皆さんや、父母
会、都議会への報告、協議を一切抜きにした強硬手段であ
ることに納得できません。当市としても都立保育園を利用す
る市民の皆さんに何ら説明もしないままにこのような意見書
を出すということは、これまでの保母や父母の皆さんの運動を見
ても、市民の意向を無視したものであると言わざるを得な

いと思います。

また東京都は厚生省通知にも違反して十年以上の経
験を持たない社会福祉振興財団に事業を委託するとい
うことは、もてのほかと言わざるを得ません。厚生省通知に
違反して都立保育園をそういう財団に委託するということ
は保育の低下にもつながる恐れがあります。子供たちの
保育にかかわる保母の皆さんの意見や、そして預ける父母
の皆さん、また今後子供たちを預ける市民の皆さんの意
見に耳を貸すことが必要だと思っております。

しかも本臨時会で唐突に都立保育園の市移管を促
進とも言える本意見書を提出されたということは、これま
で運動されてきた保母や市民の皆さんの意見を無視し
たことと心得ざるを得ません。

私は市議会としても都立保育園の関係者との話し合いを持
つ、関係する市民の皆さんの意見をよく聞くべきだと思つて

います。これらの手順を踏まないまま促進とも言えるこの意見
見書に反対するものです。

なお、都立保赤園が市移管されて当市の今後の財政上も
保母や父母の皆さんに何のメリットがあるのでしょうか。都の言
いなりになるのではなく、市民の皆さんの願いに答えるべく移
管を受け入れるべきではないと強く意見を述べまして私の
反対討論といたします。

議長（森田治男君）次に賛成者九番上野重勝君。

（九番 上野重勝君 登壇）

○九番（上野重勝君）私は追加日程第一議案第七十六号
に賛成をする立場から討論を行います。

この都立保赤園を市所に移管するという問題は非常に
長い期間を持てあるものでございまして、東京都がこの専断
をつくらしたのは昭和四十五年の三月でございします。その後内々の
うちに協議が進められ、先ほど申し入れがありましたように、

表面に出てまいりましたのは五十六年でございします。この時点で
福生市議会は財政的な理由から受け入れは困難であるとい
うような議決をしたわけでございます。しかしその後市所並
びに東京都と大変熱心な協議がなされました結果、その後内容等につきましても東京都の譲歩を得まし
て大幅に進捗をいたしました。当面私はこの問題について福
生市が財政負担をするというふうなことはないのでないかとい
うふうに判断をいたしております。

さらにまたこの問題が起きてからもう十六年たつてあるわけ
です。しかも最近におきまして青梅市あるいは瑞穂町等
におきまして移管が決定しております。この問題について、ど
う長い間放置するわけにはいかないと思います。これは市民
にとりまして、あるいは関係者にとりましても大変なマイナスで
ございしますし、当然行政として解決すべき問題であり、しかも
その時期がいまであるというふうに私は考えております。

そのようなことから、今を期してこの問題を解決すべき時期は来ないのではないか。したがってここで市議会が明確に東京都に対して受け入れの方向を示すことに、さうに市長に対して受け入れ条件について真摯な検討をしていただき、福生市がマイナスにならないように御努力を願うのは当然の結果であります。

また保育の内容等につきましても、私は市立の保育園が二園、また私立の保育園もたくさんございます。これらが東京都の保育園と比較をして、非常に保育内容が劣っているというふうには判断をいたしておりません。したがってこれが市に移管されたとしても、保育内容の低下ということは全くあり得ないというふうに信じております。

以上のようなことから、この問題について市議会は受け入れについての決論を出していただき、その後の問題についてもなお市長に鋭意努力をしていただくというところで賛成の討論と

いたしましたと思っております。以上で私の賛成討論を終わります。

○議長（木田治男君） 次に反対者二十四番関米吉君。

（二十四番関米吉君登壇）

○二十四番（関米吉君） ただいま議題となっております都立保育園の市移管に関する意見書、先ほど遠藤議員並びに原議員から反対の意見が申し述べられましたけれども、私も全く同様な立場から本意見書に対して反対意見を申し述べさせていただきますのであります。

まずその理由といたしましては、去る五十六年の六月にこの市移管に関する問題が生じましたときの意見書の受け入れ反対ということの私は提案者でございました。全会一致の皆さん方の御賛同をいただきました。五十六年六月以来、そういう立場を堅持してまいりましたのでございます。

今回出されておりますこの意見書につきましては、前二者からもういこうと反対の理由が述べられましたけれども、私もまず